

## 鳥取県のすべての高等学校を対象とした 消費者教育出前授業プロジェクト —消費生活センター、弁護士、高校教員、教育委員会の連携—

高橋 真一 Takahashi Shinichi 弁護士

鳥取県弁護士会消費者問題対策委員会委員長。日本弁護士連合会消費者問題対策委員会消費者教育・ネットワーク部会所属。鳥取県消費者教育推進地域協議会委員



2022年4月スタートの成年年齢引下げ直前の2021年度に、鳥取県弁護士会(以下、弁護士会)は、鳥取県消費生活センター(以下、消費生活センター)、鳥取県立の高等学校(以下、高校)の家庭科と社会科の教員、鳥取県教育委員会(以下、教育委員会)との共同プロジェクトとして、県内の特別支援学校等を含む全42の高校で、弁護士による消費者教育の出前授業を実施しました(写真)(なお、新型コロナウイルスの感染状況悪化のため、一部の高校で未実施)。

### 出前授業で使用する教材作成

弁護士会と消費生活センターは、日頃から、勉強会を実施したり、各種協議会で顔を合わせていたり、信頼関係ができていました。2019年末、「成年になる直前の、県内のすべての高校生を対象にして、弁護士による、インパクトがあり記憶に残る効果的な消費者教育を実施したい」という話になり、本プロジェクトが動き出しました。

高校生を対象とする以上、教材(授業案)作成には現場の教員の協力が不可欠です。そこで、県消費者教育推進地域協議会の事務局である消

費生活センターから、協議会委員の家庭科教員に本プロジェクトの概要を説明しました。教員がこれに参加するには、教育委員会に関わってもらうことが不可欠であるため、消費生活センターから教育委員会に協力を要請しました。このように、消費生活センターが、弁護士、教員、教育委員会をつなぐ重要な役割を担ってくれたため、2020年3月から、効果的な出前授業の教材作成のスタートを切ることができました。

2020年8月、弁護士会は、日本弁護士連合会の消費者教育の分野で活躍する2名の弁護士を講師に招いて勉強会を開催し、教材内容の方向性を決めました。この勉強会で私が一番印象に残っているのは、「最新の消費者被害事例を並べ立て、高校生をビビらす」といった、弁護士がやりがちな従来の授業の教育効果は小さい、というものでした。

まずは、弁護士会で教材のたたき台を作り、その後は、消費生活センター(所長や次長など)、弁護士(4名)、高校教員(家庭科2名、社会科2名)、教育委員会(2名。うち1名は特別支援教育担当)で協議を重ねました。この協議の中で、高校教員からは、今の高校生がスマホでどのようなサイトや商品を見ているのかや、スマホで簡単に買い物をしてしまっている現状、容姿を気にして悩んでいる生徒に対する教材作成上の配慮の必要性、それぞれの高校によって生徒の理解度に大きな差があることなど、さまざまな示唆や指摘を受けました。このおかげで、生徒、教員、学校のニーズを把握したうえで、高校の現場が求める、効果的な教材作成を進めていく

写真 出前授業のようす



ことができました。

この協議以外にも、高校家庭科教員の研修会や弁護士会内などで、模擬授業を複数回実施し、そこで出された意見や感想をもとに、さらなる教材の改訂を重ね、2021年5月に教材が完成しました。

### 強く印象に残る3部構成の授業

出前授業で使用する教材は、3部構成になっています。実際の授業内容を順番に紹介していきます。

第1部は、生徒に消費者トラブルにあった場面を追体験してもらい、講師から生徒に「困ったときはどうする?」と問いかけます。私たち講師は「強く印象に残り、すぐに役立つ知識を」という目標がありました。冒頭で、生徒の気持ちをつかめるのか、極めて重要な場面です。講師は、その場で自分の携帯電話を取り出し、実際に消費者ホットライン188番に電話をかけてみせます。この時の生徒の驚きと戸惑い、これから何が起ころのだろうという期待と不安が会場内を包みます。講師は事前に消費生活センターの相談員と打ち合わせを行っていますが、本当の消費者トラブルの相談のように会話を進めていきました。生徒の感想では「消費者教育講演会と聞いてたから、めっちゃ難しい話をひたすら聞くんだろうなと思ってたけど、予想外に楽しく学べてすごく分かりやすかったです。特に実際に188に電話してみるっていうのが今までの講演でなかったことだし、面白くて眠たくなりませんでした」「本当に188に電話をかけているのが印象的で、今日の授業のことは一生忘れないと思った」といった、私たちのねらい以上のうれしいものがありました。

第2部は、だます側の手法に焦点を当て、だまされる時の「買いたい」「買わなきゃ」という心理状態について、生徒自身に考えてもらいました。こちらが創作した購買意欲を高める広告を見せ、その時の消費者の心理状態や、どのよう

なだます手法が使われているか、生徒同士で話し合い、考えてもらう、参加型の授業内容にしました。講師からは、おいしい話はなく、少し立ち止まって考えることの大切さを伝えました。生徒からは「私はよくダイエットのサプリの広告を目にするので、これからも今日のことを踏まえて、自分でよく考えて気をつけていこうと思います」といった感想をもらいました。

第3部は、被害にあったときの対応(第1部)や、被害防止(第2部)とは視点を変えます。SDGsのうち、目標12「つくる責任 つかう責任」に焦点を当て、賢い消費行動が持続可能な社会をつくるという観点から授業を進めていきました。教材作成の段階でも、弁護士による消費者教育の出前授業で盛り込む内容なのか、限られた時間でこれを授業内容とすることが適切なのかが議論されましたが、消費者教育推進法がめざす消費者市民社会の実現のためにも必要であるとして実施しました。生徒からは「今までは、商品の売り手ばかりが消費者に影響を与えるものだと思っていました。しかし、今日の講演を聞いて、消費者が正しい買い物、賢く買物をすることで売り方に影響をもたらすことができると分かりました。売られているものには必ず生産者がいるということを忘れずに、学んだことを生かした消費生活を送っていこうと決意しました」といった、素晴らしい感想をもらいました。

### 今後望むこと

生徒からのうれしい反応や感想を見るにつけ、やってよかった、これからも必要な授業だと実感することができました。

本プロジェクトは、小さな鳥取県だからこそ実施できたという側面があるかもしれません。

しかし、18歳を直前にした生徒の教育にかかわる大人たちが情熱を持って、自らも楽しみながら協力し合うことで、それぞれの地域に応じた、生徒の目が輝く、効果的で実践的な消費者教育を全国で推進してほしいと思います。